

# 宇部興産株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名：宇部興産株式会社
- (2) 所属部会：関東化学部会  
業種：化学
- (3) 資本金：583億円（2006年3月末現在）  
従業員数：3,356人（2006年3月末現在）  
10,673人（2006年3月末現在，  
連結子会社66社を含む合計）
- (4) 営業品目：  
化成品・樹脂：基礎化学品（カプロラクタム  
/工業薬品），樹脂（ポリエチレン/ナイロ  
ン樹脂），合成ゴム  
機能品・ファイン：ポリイミド，高純度化学  
薬品，電池材料，通信部品，分離膜，セラ  
ミックス，医薬原体・中間体，ファインケ  
ミカル  
建設資材：セメント，建材  
機械・金属成形：射出成形機，ダイカストマ  
シン，押出プレス，運搬機械，粉碎機器，  
橋梁・鉄構，アルミホイール  
エネルギー・環境：石炭，電力，環境関連
- (5) 経営理念

UBEグループはグループビジョン

### 技術の翼と革新の心

### 世界にはばたく私たちのDNAです

を掲げている。100年を超える歴史を持つ当社は、発祥の地・宇部で始めた石炭採掘事業以来、時代と産業構造の変化に対応し、常に「自己変革」を行ってきた。しかしその中で一貫して変わらなかった理念、それをこのグループビジョンでは「技術」と「革新」というキーワー

ドで表わしている。

このグループビジョンの下、フロンティアスピリットを胸に無限の技術で世界と共生し、次代の価値を創造し続け、そして「勝てる事業」に経営資源を集中し、更なる飛躍を目指している。

- (6) CIマーク



世界に通用する新感覚のマークとして採用された。

## 2. 知的財産組織の概要

### (1) 組織上の位置及び名称

組織の名称は「知的財産部」であり、研究開発本部に所属している。宇部，東京，千葉の3個所にて活動を行っている。

### (2) 構成及び人数

宇部，東京，千葉を併せて、人員は23名である。この中には情報検索及び商標の専門家も含まれる。

### (3) 沿革

宇部興産株式会社は明治30年に設立された沖の山炭鉱を母体として、昭和17年に、宇部新川鉄工所，宇部セメント製造株式会社，宇部窒素工業株式会社の4社が合併して設立された。

特許・実用新案登録など産業財産権の業務は、昭和33年11月に東京支社工業部特許課を設置すると共に専任者を置き、集中管理体制に入った。その後、昭和45年4月に特許部が発足し、以後、数回の組織変更を重ね、2001年7月に名称を知的財産部に変更し、現在に至っている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 3. わが社の知的財産活動

当社では知的財産を事業経営を支える重要な資産と位置付け、各カンパニー（事業部門）、研究開発本部及び知的財産部が綿密に連携しながら、戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図っている。

特に、重点事業においては、競争優位性の維持・確保並びに他社参入の抑制のために「強固な特許網の構築」を目指して、研究開発戦略・事業戦略に連動した戦略的な知的財産の取得を目指している。

また、共同研究、共同特許出願、ライセンスなどの契約、商標など知的財産に関わる多くの業務についても関与している。

#### (1) 発明の発掘と権利化

当社知的財産部は発明現場に近いところに配置されており、発明者と常時、密接にコンタクトをとりながら発明の発掘を行うとともに、発明者と協同で質の高い適切な内容の明細書に仕上げ、有効な特許の権利化を図ることを重視している。

当社は基本的に原材料メーカーであり、様々な機能性材料に関する研究開発がメインとなっており、特許出願も材料に係るものが多いが、各材料の性能や機能が適用され得る用途に関する出願にも力を入れている。

#### (2) 保有権利の維持と活用

保有権利は社内データベースで一元的に管理し、定期的に社内評価システムにて評価して適正な権利の維持に努めるとともに、当社特許の侵害に対しては毅然とした対応を行い、自社権利と事業の保護にも留意している。また、戦略的に重要な特許は、外国での権利化も積極的に行っている。

#### (3) 知的財産情報の提供

知的財産活動の中で、研究開発戦略や事業戦略の立案・推進に役立つさまざまな知的財産情

報を提供することも重要な活動の一つとしている。たとえば、SDI配信、他社特許状況のウォッチング等のサービスの提供やパテントマップを活用して競合他社の特許出願状況を様々な切り口から解析し、判りやすい形にまとめ、研究開発の方向付けや他社権利の回避に有用な情報を提供することに努めている。

また、日頃から他社の権利を尊重しながら研究開発を進めるとともに、研究開発の節目及び事業化前には徹底的な他社権利の調査を実施し、知財紛争の未然防止に努めている。

#### (4) 発明報奨制度

昭和36年に発明報奨制度を設け、随時改定しながら発明の奨励を図ってきたが、2005年の特許法改正に合わせて、従来制度の大幅な改定を行った実施報奨金の上限を撤廃し、発明の貢献により得られる利益額に連動して高くなる仕組みとするとともに、不服申立制度を設けるなど、発明者に納得性の高い制度に変更した。また、事業に繋がる研究開発を奨励するため、発明が実施された時に報奨金を支給する、実施時報奨の制度も新設した。また、実施報奨された発明の中から特に優れた発明を厳選し、(財)発明協会主催の中国地方発明表彰や全国発明表彰に積極的に応募するなどしている。これらの新発明報奨制度や、社外表彰制度の活用により、研究開発者のインセンティブが向上し、優れた発明が続々と生まれることを期待している。

### 4. 今後の課題

事業のグローバル化に伴って外国、特にアジア諸国における技術流出対策を含めた知的財産戦略が重要になってきており、このための対応が我々の大きな課題となっている。

また、グループ企業全体で最適な知的財産の管理・活用体制を確立していくことも課題として残っている。

(原稿受領日 2006年10月17日)